

この書面は、「特定商取引に関する法律」第51条1項「業務提供誘引販売」(第三章第三十七条一項)『連鎖販売取引』により交付することが義務づけられている「概要書面」です。

※この書面は、株式会社Sakuraizの商品及び代理店を勧誘する際に、相手が代理店登録をしないかに関わらず必ずお渡しください。

この概要書面の内容をよくお読みください。  
この「概要書面」には株式会社Sakuraizの仕組みが解説されています。  
お申込みの際、この書面をよくお読みになり、株式会社Sakuraizについてのご理解を深められ、ご賛同いただいた上でお申し込み下さいますようお願い申し上げます。

## 【1】会社概要

会社名：株式会社 Sakuraiz  
本社：〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島3丁目18番21号  
NLC 新大阪18号館 4-B  
連絡先：TEL 06-6390-0019 FAX 06-6390-0009  
代表者：箕輪隆二  
URL：http://sakura-mall.jp Email：info@sakura-mall.jp

## 【2】商品・サービスについて

株式会社Sakuraiz(以降「弊社」という)が提供する商品・サービスについては、弊社が運営するWEBサイトまたはパンフレットにてご確認ください。

## 【3】代理店登録にあたって

1. 代理店に登録される際には、本書面に定める諸規約を遵守してください。
2. 代理店は、弊社との雇用関係を結ぶものではなく、自らの意志と責任によって代理店活動に参加するものとします。

## 【4】代理店の登録資格・条件

1. 弊社の提供するサービス、報酬プラン等について本書面に記載されている内容を十分に理解した上で「代理店登録申請書」の必要事項を記入し、署名・捺印の上、登録申し込みされた方。  
※ご登録内容に変更があった場合は、直ちに弊社までご連絡ください。  
※法人での登録の場合、代表者の変更のみ手続き可能です。
2. 登録に必要な書類が弊社の指定する場所に到着し入金確認ができています。
3. 次の項目に該当する方は、代理店登録ができません。
  - ①既存代理店の紹介のない方
  - ②満20歳未満の未成年者
  - ③公務員、勤務先規定で二重就業が禁止されている方
  - ④外国籍の方で、日本国内に在留資格のない方
  - ⑤暴力団関係者、被検見人(禁治産者)・被保佐人(準禁治産者)・破産者に該当される方
  - ⑥過去6ヶ月以内に代理店資格を喪失し、他系列で再登録をご希望の方
  - ⑦健全なビジネス活動を行う上で弊社が不適切と認めた方
 注) 未成年者を登録させた場合、紹介者への罰則として登録者本人と共に紹介者の登録も抹消することがあります。

## 【5】特定負担とお支払い方法について

### 1. 【特定負担】現金決済での代理店登録時の費用(税込)

代理店種別	登録費用	登録手数料	合計金額
プレミアムゴールド	¥1,026,000-	¥6,048-	¥1,032,048-
スーペリアゴールド	¥216,000-		¥222,048-
ゴールド	¥102,600-		¥108,648-
シルバー	¥32,400-		¥38,448-
ブロンズ	¥10,800-		¥16,848-
スタンダード	¥5,400-		¥11,448-

### 2. 【特定負担】クレジットカード決済での登録時の費用(税・決済手数料込)

代理店種別	登録費用合計	決済手数料	合計金額
プレミアムゴールド	¥1,032,048-	5%	¥1,083,650-
スーペリアゴールド	¥222,048-		¥233,150-
ゴールド	¥108,648-		¥114,080-
シルバー	¥38,448-		¥40,370-
ブロンズ	¥16,848-		¥17,690-
スタンダード	¥11,448-		¥12,020-

※クレジットカードで決済される場合は現金での登録費用合計に対してクレジットカード決済手数料(5%)が加算された金額となります。

※登録手数料の内訳は、スターターキット代金[2,160円(クレジットカードの場合2,268円)]+事務手数料[3,888円(クレジットカードの場合4,082円)]です。(※すべて税込、クレジットカードの場合は税・カード決済手数料込)となります。

※スターターキットには、概要書面、商品関連書類、2名分の代理店登録書類と、当月度商品購入分の「生せつけん」が含まれています。

#### ①登録時合計金額のお支払い方法

【銀行振込】  
銀行名：りそな銀行  
支店名：新大阪駅前支店  
口座種別：普通  
口座番号：0299635  
口座名義：カ) サクライズ

【ゆうちょ銀行の場合】  
記号：14040  
番号：11597381  
店名：四〇八(ヨンゼロハチ)支店  
口座番号：1159738  
口座名義：カ) サクライズ

## 【クレジットカード】

オンライン登録時の決済画面に入力、又は『代理店登録申請書』の該当欄に必要事項を記入の上、『クレジットカード決済用ID申請書』をご提出ください。

## ②代理店登録方法

個人での登録の場合、『代理店登録申請書』『本人確認書類』を弊社宛てにFAX(06-6390-0009)でお申込みいただけます。法人登録の場合、『代理店登録申請書』氏名欄に法人名と代表者氏名をご記入いただき、『登記簿謄本(発行日より3ヶ月以内の原本または複写)』を併せてご提出ください。

登録日は、登録費用の入金日もしくは申込書類到着日のどちらか遅い日となります。登録日より10営業日以内に、登録完了の通知書とスターターキットをご登録いただいた住所宛に郵送いたします。

オンラインでのお申し込み希望の場合は、紹介者にオンライン登録用のWEBページをご確認いただきお手続きください。(書類の提出は要りません)

特定商取引法第三章の連鎖販売取引における法令を遵守する為、登録住所以外への特定負担分の配送は出来ないことをあらかじめご了承ください。

## 3. 【特定負担】代理店管理費について

すべての代理店は、代理店管理費を毎月お支払いいただくことで代理店活動を行えるものとします。代理店管理費には、弊社が提供する代理店向けの各種サービス(福利厚生含む)や活動支援ツール、アフィリエイトシステムの維持管理費等が含まれております。[3,888円(クレジットカードの場合4,082円)]です。(※税込、クレジットカードの場合は税・カード決済手数料込)となります。  
※代理店登録月度の翌々月度分より発生します(前月決済)

### 【代理店管理費の支払方法】

翌月度分の管理費を、前月末日までに「お振込み」又は「クレジットカード」にて決済いただきます。(※登録月度分及びの登録月の翌月度分は免除)

①お振込…登録時の費用と同じ口座(りそな銀行/ゆうちょ銀行)に振込。振込手数料はご負担ください。

②クレジットカード…『クレジットカード決済用ID申請書』に必要事項を記入の上ご提出ください。

※登録者ご本人以外の方のおまとめでのお振込み、カード決済等は原則として受付しておりません。ご本人様名義でのお支払いをお願いします。

## 4. 【特定負担】商品の購入

すべての代理店は、弊社の提供する商品(特選品)を毎月購入いただくことで代理店資格が維持されるものとします。

購入条件…月々2,160円(税込『クレジットカード決済用ID申請書』)以上。クレジットカード払いの場合カード決済手数料(5%)が加算されます。

※代理店登録月はスターターキットの「生せつけん」がこれに充当されます。※代理店登録の翌月度より購入が必要です。該当月末日までに決済ください。

### 【商品の購入方法】

弊社ショッピングモールの特選品サイト上、もしくは『商品FAX注文書』にて合計2,160円以上(税込/送料別)を購入ください。[お振込み]又は[クレジットカード]にて決済いただけます。

①お振込…登録時の費用と同じ口座(りそな銀行/ゆうちょ銀行)に振込。送料・振込手数料はご負担ください。

②クレジットカード…『クレジットカード決済用ID申請書』に必要事項を記入の上ご提出ください。

※商品購入が当月毎の条件となる為、購入合計金額が4,320円(税込)以上の場合でも翌月度分または過去分の購入条件を満たした事にはなりません。※特選品商品は随時入替りがあります。また、季刊誌として発行する予定の特選品カタログの商品とWebサイト上での商品構成が変わる場合があります。構成が変わり次第販売できない商品もあることをあらかじめご了承ください。

## 【6】代理店資格維持条件

代理店資格の維持には、次の項目の条件を満たしていることが必要となります。

- ①代理店管理費が滞りなく支払われていること。
- ②毎月、2,160円(税込)以上の商品購入をしていること。

資格維持条件	管理費	現金の場合
		毎月、 <b>3,888円</b> (税込)
商品購入	クレジットカードの場合	毎月、 <b>4,082円</b> (税・カード決済手数料込)
	毎月、弊社が提供する特選品商品をWEBサイトもしくはカタログにて <b>2,160円(税込)以上の購入</b> が必要です。2,160円(税込/送料別)以上の購入金額は当月のみ有効となり、合算金額での翌月度分または過去月度分への充当はできません。	

## 【7】代理店の報酬(特定利益)と取得条件

1. 代理店は代理店の募集を行うことで、本書面で定める報酬プランに則って報酬を受け取ることができます。
2. 報酬を受取る為には代理店の資格維持条件を満たしている事が必要となります。報酬を受け取ることができるのは、代理店管理費3,888円(税込)と2,160円(税込)以上(クレジットカードの場合、カード決済手数料(5%)がかかります)の商品購入を滞りなく支払われている代理店に限ります。
3. 当月分の代理店管理費が未払いであった場合、報酬を受取ることはできません。但し、翌月に前月分と当月分の代理店管理費の支払及び当月分の商品を購入することで報酬を受取りを再開することができますが、未払い期間に発生した報酬を遡って受取ることはできません。

- 自己購入の商品売上、及び紹介した代理店とその傘下の自己紹介組織の代理店登録費、代理店管理費、商品購入売上毎にそれぞれポイントが設定されており、そのポイントを原資に報酬が計算されます。(=計算ポイント)
- 次項、第【8】項に規定される報酬プランにより、毎月1日から月末を集計期間として各報酬が算出され、翌月25日に1pt=1円にて指定口座へ振り込まれます。(但し、金融機関が休業日の場合、翌営業日が報酬支払日となります)
- 代理店の権利は譲渡することができません。但し、弊社指定の手続きを行うことで、一親等までの譲渡は可能とします。

- ステータスアップ条件  
ステータスアップ条件には下記の2種類があります。

- ①人数によるステータスアップ条件  
計算対象組織はプレイズメント組織上での人数計算となります。登録種別がゴールド属性の代理店(プレミアムゴールド代理店、スーパーアゴールド代理店を含む)か、それ以外の代理店かで対象人数が変わります。尚、代理店の人数は集計期間内に代理店資格維持条件を満たしている累積代理店数で集計されます。

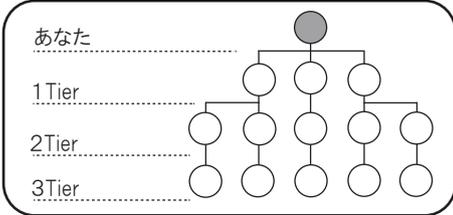
## 【8】代理店報酬の種類及び報酬プラン

### 1. 代理店組織構築方法

報酬計算の対象となる組織は、ユニレベル組織、プレイズメント組織の2種類です。組織の構築方法は以下の通りです。

#### ①ユニレベル組織

自身の直下(=1Tier)に直接紹介した会員が自動的に配置されます。Tier…自身の組織図における段数を示します。



#### ②プレイズメント組織

自身がスポンサリングした紹介者を、自組織内の任意の代理店を直上者に指定して構築します。

### 2. スポンサーングボーナス

- ①代理店は新規に登録する代理店を紹介した場合、直接紹介した代理店の登録種別に応じて規定の報酬を受取ることができます。

紹介した代理店の種別	スポンサリングボーナス
プレミアムゴールド	15,000pt
スーパーアゴールド	15,000pt
ゴールド	15,000pt
シルバー	9,000pt
ブロンズ	3,000pt
スタンダード	1,000pt

- ②直接に紹介した代理店が、代理店種別を変更した場合にも、上記規定の報酬を受け取ることができます。但し、支払われた代理店登録費が新しく代理店登録した登録費用との差額であった場合、受取る報酬も上記規定の報酬からの差額となります。
- ③自身がスタンダード代理店であった場合、紹介した代理店の登録種別に関わらずに受取る報酬は1,000ptとなります。その際、上記規定の報酬ポイントとの差額はユニレベル組織における上位直近のブロンズ代理店、シルバー代理店、ゴールド代理店、スーパーアゴールド代理店、プレミアムゴールド代理店に支払われます。また、紹介した代理店が代理店種別を変更した場合、スタンダード代理店は報酬を受取れず、上位直近のブロンズ代理店、シルバー代理店、ゴールド代理店、スーパーアゴールド代理店、プレミアムゴールド代理店に支払われます。
- ④スタンダード代理店が新規に登録した場合、ユニレベル組織における登録者の上位5人までのブロンズ代理店、シルバー代理店、ゴールド代理店、スーパーアゴールド代理店、プレミアムゴールド代理店は各200ptを受け取ることができます。

### 3. 継続ボーナス

ユニレベル組織において、代理店が納める代理店管理費から規定の報酬を受け取ることができます。

段数	継続ボーナス
1Tier	300pt
2Tier	300pt
3Tier	300pt

### 4. 流通ボーナス

代理店が特選商品を自己購入した場合、代理店種別に応じてキャッシュバックポイントを受取ることができます。また、購入者の上位の代理店はユニレベル組織上の登録代理店に対するキャッシュバックポイントの差分を報酬ポイントとして受取ることができます。

- ①代理店種別に伴うキャッシュバックポイントは下記の通りです。

紹介した代理店種別	キャッシュバックポイント
プレミアムゴールド	計算ポイントの50%
スーパーアゴールド	計算ポイントの50%
ゴールド	計算ポイントの50%
シルバー	計算ポイントの35%
ブロンズ	計算ポイントの20%
スタンダード	計算ポイントの10%

- ②キャッシュバックポイントの差分がマイナス若しくはゼロの場合、報酬は発生せず、さらに上位の代理店に差分が計上されます。

[人数によるステータスアップ条件] ※プレイズメント組織上での人数計算

ステータス名称	紹介人数	プレイズメント組織人数			
		2系列人数	合計人数		
			ゴールド属性	ゴールド以外	
ディレクター	シニア	3人	10人	30人	50人
	チーフ	3人	20人	60人	80人
	エグゼクティブ	3人	40人	120人	150人
マネージャー	シニア	5人	60人	200人	250人
	チーフ	10人	100人	600人	750人
	エグゼクティブ	15人	200人	1,000人	1,200人

#### ②計算ポイントによるステータスアップ条件

プレミアムゴールド代理店、スーパーアゴールド代理店は、後述の「8. キャリアインセンティブ」により集計した計算ポイントが、下記表に規定する条件を満たしている場合にステータスが取得できます。取得するポイントは集計期間内のポイントのみで計算され、月度毎に全てリセットされます。

[計算ポイントによるステータスアップ条件] ※ユニレベルでのポイント計算

ステータス名称	紹介人数	達成ポイント	最大系列以外のポイント	
ディレクター	シニア	3人	80万 p	20万 p
	チーフ	3人	120万 p	40万 p
	エグゼクティブ	3人	240万 p	60万 p
マネージャー	シニア	5人	360万 p	100万 p
	チーフ	10人	480万 p	140万 p
	エグゼクティブ	15人	600万 p	180万 p

### 6. シェアリングボーナス

ステータスを取得した代理店に対して、代理店売上全体からステータスに応じた規定の割合で下記のように報酬を分配されます。また、特選品商品の売上に関しては計算ポイントに基づき報酬を計算します。  
※シニアマネージャー以上の比例分配の報酬計算は当月のステータス取得者それぞれの組織人数を元に計算されます。

取得ステータス	1%	1%	1%	1%
<b>ディレクター</b>				
シニア	均等分配			
チーフ				
エグゼクティブ				
<b>マネージャー</b>				
シニア	比例分配	比例分配	比例分配	比例分配
チーフ				
エグゼクティブ				

### 7. インフィニティボーナス

ステータスを取得した代理店に対して、プレイズメント組織の売上からステータスに応じた既定の割合で下記のように報酬を計上します。また、特選商品の売上に関しては、計算ポイントに基づき報酬を算出します。

取得ステータス	プレイズメント組織における売上からの報酬率
<b>ディレクター</b>	
シニア	1%
チーフ	2%
エグゼクティブ	3%
<b>マネージャー</b>	
シニア	4%
チーフ	5%
エグゼクティブ	6%

- ①プレイズメント組織内に自分より下位のステータスを取得した代理店が存在する場合、その代理店以下の組織からの報酬率はその代理店が取得する報酬率との差分とします。
- ②プレイズメント組織内に自分と同格のステータスを取得した代理店が存在した場合、その代理店以下の組織からの報酬率は0.5%とします。
- ③プレイズメント組織内に自分より上位のステータスを取得した代理店が存在する場合、その代理店以下の組織からの報酬は計上されません。

## 8. キャリアインセンティブ

代理店種別がスーパーゴールド代理店、プレミアムゴールド代理店は無条件に取得の対象となります。スタンダードを除くそれ以外の代理店は、シニアディレクター以上のステータスを達成することで、達成当月に取得対象となります。

計算ポイント	
スーパーゴールド	プレミアムゴールド
100,000	350,000

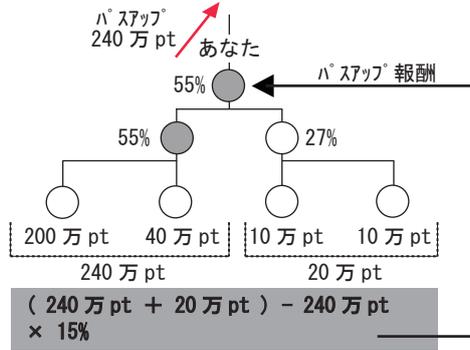
※ユニレベル組織内に新規に登録したスーパーゴールド代理店、プレミアムゴールド代理店の人数を元に計算ポイントが集計され報酬額が当月権利として算出されます。

計算ポイント 合計	20%		27%		34%		41%		48%		55%	
	10万～	20万～	40万～	80万～	120万～	240万～	+	+	+	+	+	+
	20%	20%	20%	20%	20%	20%	+	+	+	+	+	+
							+	+	+	+	+	+
							+	+	+	+	+	+
							+	+	+	+	+	+
							+	+	+	+	+	+

※自身の計算ポイントは含みません

### [パスアップ報酬ルール]

- 自身のキャリアインセンティブの取得率が55%で、傘下の代理店にキャリアインセンティブの取得率55%の同格者がした場合、該当の同格者から最低保証として2,400,000計算ポイント分がパスアップポイントとして計上されます。
- パスアップポイントを受け取った代理店は、計上された系列以外の計算ポイントすべてを合計し、その合計ポイントからさらに上位のパスアップ対象者に2,400,000計算ポイントをパスアップさせます。
- 最終的に、上位者にパスアップを終えた残りの合計計算ポイントの15%が、パスアップ報酬としてキャリアインセンティブに追加して支払われます。



## 9. ワイルドカードインセンティブ

ワイルドカードとは、組織拡大実績により取得できる無形（WEB上）のカードです。このカードを取得することで、弊社直下に配置されたワイルドカードポジションにて計上される報酬が比例分配されます。比例分配の計算は、ワイルドカードの総発行数分の自身の所持枚数により決定されます。

### [ワイルドカードの取得方法]

- スーパーゴールド代理店は、代理店資格を維持することで毎月2枚のワイルドカードが付与されます。
- プレミアムゴールド代理店は、代理店資格を維持することで毎月5枚のワイルドカードが付与されます。
- スーパーゴールド代理店がスーパーゴールド代理店を直接紹介した場合、2枚のワイルドカードが付与されます。また、その代理店が資格継続をされている場合、毎月1枚のワイルドカードが付与されます。
- スーパーゴールド代理店がプレミアムゴールド代理店を直接紹介した場合、5枚のワイルドカードが付与されます。また、その代理店が資格継続をされている場合、毎月1枚のワイルドカードが付与されます。
- プレミアムゴールド代理店がスーパーゴールド代理店を直接紹介した場合、5枚のワイルドカードが付与されます。また、その代理店が資格継続をされている場合、毎月3枚のワイルドカードが付与されます。
- プレミアムゴールド代理店がプレミアムゴールド代理店を直接紹介した場合、10枚のワイルドカードが付与されます。また、その代理店が資格継続をされている場合、毎月3枚のワイルドカードが付与されます。
- キャリアインセンティブのポイント計上において一定の条件を達成した場合、達成月度毎に以下に規定のワイルドカードが付与されます。

ワイルドカード付与条件	付与枚数
80万ポイント以上を達成した場合	5枚
120万ポイント以上を達成した場合	10枚
240万ポイント以上を達成した場合	15枚

※プレミアムゴールド代理店の場合、上記枚数が2倍となります。  
※上記ポイントを達成した場合でもプレミアムゴールド、スーパーゴールド以外の代理店は付与対象となりません。

- 直接紹介した代理店がステータスアップした場合に、次の表に定める規定のワイルドカードが付与されます。ワイルドカードを取得する本人の代理店種別（プレミアムゴールド代理店、スーパーゴールド代理店）により付与される枚数が異なります。

紹介者ステータス	ワイルドカード付与枚数	
<b>ディレクター</b>	スーパーゴールド(あなた)	プレミアムゴールド(あなた)
シニア	5枚	10枚
チーフ	10枚	20枚
エグゼクティブ	15枚	30枚
<b>マネージャー</b>		
シニア	20枚	40枚
チーフ	25枚	50枚
エグゼクティブ	30枚	60枚

※自身がワイルドカードを取得する条件として必ず当月の代理店資格を維持していることが必要。

※ワイルドカードは本人のみの権利である為、譲渡等はできません。  
※ワイルドカードインセンティブは毎月計算で比例分配されます。

## 【9】代理店種別変更可能期間

スタンダード、ブロンズ、シルバー、ゴールド、スーパーゴールドの各代理店は、登録月を含めた6ヶ月以内の期間であれば代理店登録費の全額を支払うことで代理店種別を変更（アップグレード）することができます。但し、登録の翌月度内までの期間に限り、代理店登録費の差額を支払うことで代理店種別を変更することができます。種別変更された場合、さらにその翌月度まで差額でのアップグレード期間は延長されます。

## 【10】報酬のお支払方法

- 当月末締め翌月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、ご指定の口座にお振込みいたします。
- 振込み事務手数料500円（税別）を1回の送金に対して報酬より差引かせていただきます。
- 報酬ポイント金額が3,000円（税別）未満の場合、翌お支払日以降に繰越となります。
- 報酬の支払い後に返品・解約が自身もしくは自紹介組織で発生した場合、過剰支払となった報酬に関しては翌月以降の報酬と相殺します。

## 【11】取扱い商品及び書面等の変更について

- 取扱い商品及びサービスについて、代理店への告知無しに変更する場合があります。
- 法律の改定、社会情勢、その他の事情により本書面及び本書面に伴う諸規約の改定が必要であると会社が判断した場合、これらを代理店にWEBまたは書面で通知の上改定いたします。

## 【12】特定商取引法における遵守事項及び禁止事項

- 代理店は代理店登録希望者には以下の事項を十分に説明して下さい。また、代理店登録者に対しても質問された場合には出来るだけ分かり易く説明できるようにして下さい。
    - 取扱商品やサービスなどについて
    - 当該ビジネスの条件とされる特定負担（登録費用・代理店管理費）について
    - 当該ビジネスの特定利益（報酬プラン）について
    - クーリングオフ、中途解約について
    - 当該ビジネスに関して相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項、及び後述の禁止行為に関する事項について
  - 本ビジネスにを行うにあたって下記の事を行うと『特定商取引法に関する法律』によって罰せられることとなりますので厳重に注意してください。
    - 概要書面の不交付、目的を明示しないで勧誘する行為
    - 特定負担や特定利益の種類及び内容またはクーリングオフ、中途解約について説明をしなかったり事実と異なることを言うこと
    - 事実を告げずに、誤認をさせたり事実の不告知により契約させる行為
    - 登録資格が無い者への登録及び勧誘行為
    - 相手を威逼し困惑させて契約させたりクーリングオフや中途解約を妨げる行為
    - 長時間及び深夜にわたる勧誘行為
    - 特定利益など断定的な判断を提供し確実なことだと誤認させる行為
    - 代理店登録申請書を本人に代わって作成、提出する行為
- ※以上『特定商取引法に関する法律』、その他関連法規ならびに本書面を遵守して活動してください
- 商標、商号の使用  
会社及び商品・サービスのロゴ、商標、意匠または会社が発行した印刷物及びデータ等を使用する場合は、事前に会社の承諾を得なければならない。
  - 自身の系列以外の方には他のビジネスへの参加を勧誘してはならない
  - 当該ビジネスと偽って他のビジネス等の説明・勧誘をしてはならない

## 【13】代理店の資格の喪失及び復活について

- 下記の代理店不適合者に該当する場合は、代理店除名処分となります。
  - 刑法、特定商取引に関する法律等、関連法規に違反し反社会的行為のあった者
  - 健全なビジネスを営む上で弊社が不適当と認めた者
- 次の事由が発生した時はその事由の発生時に代理店資格を喪失します。
  - 本人の死亡（但し、相続権が継承された場合を除きます）  
※相続権は一親等に限るものとする。
  - 解約
  - 除名（前項【12】「特定商取引法における遵守及び禁止事項」に違反、または弊社が代理店資格不適合を認めた場合）
  - 代理店管理費の支払を2ヶ月以上確認できなかった場合（資格自動停止）

3. 解約手続きされた場合、あるいは資格自動停止になった場合、その月度を含めた6ヶ月以内であれば同じポジションで復活できます。但しその場合、資格が維持されなかった期間の未納分の代理店管理費をお支払いいただきます。  
※代理店資格を喪失している期間は、代理店特典やサービスを利用することができません。

#### 【14】退会・契約解除について

1. 代理店はいつでも解約をすることができます。解約の為の費用はかかりません。解約を希望される場合は、必要事項（代理店登録契約日、代理店種別、代理店ID、氏名、住所、電話番号、認印）をご記入の上、会社まで郵送またはFAXでお送りください。
2. 解約時に代理店管理費の未納がある場合はお支払いいただきます。

#### 【15】返金保証制度について

1. 2014年8月度～12月度に代理店登録され、新規登録の代理店のご紹介実績が無い代理店に限り、申し出があれば登録日からの経過日数に関わらず、代理店登録費の全額または一部を返金いたします。  
※申し出月度の前月度までに代理店資格を維持している代理店が対象となります。  
※ゴールド代理店は、特定サービス分を除いた50,000円分が返金対象となります。  
※スタンダード代理店は登録費用のうち実際に支払った代理店登録費または事務手数料のどちらかが対象となります。  
※途中、代理店種別を変更した場合は登録日の如何にかかわらず対象外となります。
2. 返金の申し出を行った場合、その代理店は中途解約となり申し出を行った当月より代理店資格を喪失します。
3. 返金申し出を行う際は、必要事項（代理店契約日、代理店種別、代理店ID、氏名、住所、電話番号、認印）を記入の上、弊社まで郵送願います。
4. 一度、当制度を使用した場合は、以降代理店への登録はできません。
5. 返金保証制度を実行した際の返金期日は末日締め翌々月末日（金融機関が休業の場合は翌営業日とします。）に登録されている口座にのみご返金いたします。予めご了承ください。

#### 【16】返金に伴う報酬相殺処理について

自身の傘下組織において、各種返金が行われた場合、次回報酬からの相殺処理を行います。マイナス計上分が該当月の報酬支払額を超えた分は、翌月度分のお支払額から調整金として差引させていただきます。予めご了承ください。

#### 【17】クーリングオフについて

代理店登録完了後のスターターキット到着日より20日間以内であればクーリングオフ制度に基づき解約と同時に返品することができます。その場合、違約金及びその他の費用は一切請求いたしません。商品は着払いにて返品ください。既にお支払済の登録代金は返品商品到着日の月末締め、翌々月末日に登録いただいた口座にお振込みいたします。この際の振込み手数料は弊社にて負担いたします。

- ①クーリングオフのお手続きは、下記の記入例に従って、官製はがきにて必要事項をご記入の上郵送願います。消印日よりクーリングオフの効力が生じます。

 532-0011  大阪府大阪市淀川区 西中島3丁目18番21号 NLC新大阪18号館4-B  株式会社 Sakuraz 宛	下記の日時で申込は 撤回し契約を解除します。  契約解除日 代理店氏名 代理店ID 住所 電話番号  年 月 日 印
---	---

- ②クーリングオフを妨げるための不実の告知により誤認や威迫困惑行為によってクーリングオフを行わなかった場合は、改めて事業者からクーリングオフの旨を記載した書面を受け取ってから20日間を経過するまではクーリングオフをする事ができます。

#### 【18】中途解約・返品ルールについて

1. 代理店登録完了日より1年を経過していない代理店が解約をした場合に伴う返品・返金に関しては、解約日よりさかのぼって90日以内に購入した商品で未開封未使用のものに関してのみ返品と返金を受付いたします。必要事項（代理店登録契約日、代理店種別、代理店ID、氏名、住所、電話番号、認印）を記入の上弊社までご郵送またはFAXでご送信ください。
2. 解約日よりさかのぼって90日以内に購入した商品で返品希望の場合は、弊社に元払いにて返品ください。商品を検品の上、未使用・再販可能の場合は商品代金の90%を返金いたします。
3. クーリングオフ経過後の中途解約・返品の対象となる商品はスターターキットのみとなります。登録費用は、すでにサービスを利用するために完了済みの代金となりますので、中途解約・返品の対象とはなりません。
4. 代理店管理費につきましては期間の経過分はご利用済みとなり、解約をした日付以降で支払い済みの代理店管理費に関しては、日割り計算で算出した金額の90%を返金するものといたします。
5. 登録後に購入された販促品等は販売の目的物たる物品ではないため、支払済みの代金は返金いたしません。
6. 返金実行日は、当月末締めの翌々月末日払いとさせていただきます。

#### 【19】割賦販売法に基づく抗弁権の接続

契約の解除に伴い、クレジットを利用している方は割賦販売法の定めにより抗弁権の接続ができます。

#### 【20】合意管轄

弊社と代理店との間で生じた紛議については、大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 【21】個人情報の取扱い

1. 弊社は代理店登録申請書及び登録済み代理店の活動により知り得た代理店の個人情報について、事業の運営、代理店の管理、商品情報に伴う告知、イベント等のお知らせ等のためのみに利用します。
2. 弊社は取得した個人情報は必要な範囲内において第三者に以下の通り提供させていただきます場合があります。
  - ①登録手続き管理、入金管理、商品受発注管理、代理店組織管理、代理店育成、活動支援の為、氏名、活動実績等をWebサイト等を通じ当該代理店が所属する組織の上位代理店に提供します。
  - ②報酬の支払い等、入金の為、金額情報を金融機関や代行機関に提供先から指定されたシステムを通じて提供します。
  - ③運送業者やこれに属するものによる書類や商品の発送を行うために業者に提供します。
3. 弊社は上記の利用目的の範囲内で代理店情報の全部もしくは一部を他の事業者に委託する場合があります。
4. 弊社は代理店本人から開示対象個人情報について利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の求めがあった場合には遅滞なく対応いたします。
5. 申請書等への個人情報の記入項目には任意記入のものがありますが、ご記入いただけないときには、商品・サービス等を適切にご提供できない場合がございます。
6. 個人情報の開示等のお求め及び苦情・相談につきましては、開示・苦情相談窓口までお申し出ください。

開示・苦情相談窓口  
 TEL 06-6390-0019 FAX 06-6390-0009  
 Email: info@sakura-mall.jp

